

御家流香道掟書

御家流香道掟書(全)

(おいえりゆうこうどうおきてがき)

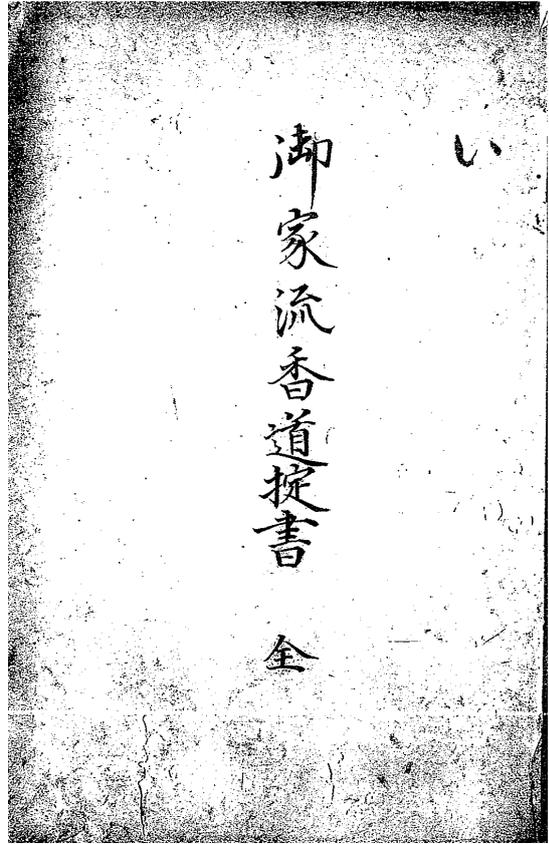
飯田潤次政宣 小野淳翁朝登 伊与田宗茂勝由 伊藤路翠辰芳

文化元年 写本 一冊

東北大学附属図書館狩野文庫所蔵

【凡例】

- ① 句読点、「」、送り仮名等は適宜追記しました。
- ② 旧仮名使いを新仮名使いに適宜改めました。
- ③ 黒字の()は、本文内に小文字で記された注記です。
- ④ 青字の()は、筆者の補足です。
- ⑤ 赤字は、判読等に曖昧な点がある部分です。



御家流香道掟書 全

覚書

西三條内府公、以東山泉殿
禁裏へ香道御同事者實隆公也
因つて、西三條家香道を月卿雲客
皆々「御家」と申せしを、何れの比(ころ)よりか
「御家流」と申すなり。其の御流儀を
学び来し故、北斗庵は御家の末流
と申し候なり。

御家流香道掟書

菅井茶庵氏(同贈)より
以て購入せられたり
御家流香道掟書



- 一 御家流香道、望みに依り入門の儀、余人を以て申入れ、
聞き届けの礼を為し、参上の儀これ有るべき事。
- 一 吉辰を撰びて兼約の時刻入り来る。尤も礼服を為すべき事。
- 一 入門の節、扇子又は魚鳥の類、分限に依り
会釈これあるべき事。
- 一 当日、師弟一礼相済み、切熨斗給うべき事。
- 一 起請文下書き読み聞かせ置くべく候。尤も稽古相券当
流執心、懇望、見届け、「焚(柱)合十炷香」相伝の節、右起
請文本書

覚書

西三條内府公、東山泉殿を以って、
禁裏へ香道御同事は、実隆公なり。
因つて、西三條家香道を月卿雲客(げっけいんかくり公卿や殿上人)
皆々「御家」と申せしを、何れの比(ころ)よりか
「御家流」と申すなり。其の御流儀を
学び来し故、北斗庵は御家の末流
と申し候なり。

御家流香道掟書

細谷氏印

- 一 御家流香道、望みに依り入門の儀、余人を以て申入れ、
聞き届けの礼を為し、参上の儀これ有るべき事。
- 一 吉辰を撰びて兼約の時刻入り来る。尤も礼服を為すべき事。
- 一 入門の節、扇子又は魚鳥の類、分限に依り
会釈これあるべき事。
- 一 当日、師弟一礼相済み、切熨斗給うべき事。
- 一 起請文下書き読み聞かせ置くべく候。尤も稽古相券当
流執心、懇望、見届け、「焚(柱)合十炷香」相伝の節、右起
請文本書

お侍折の御居判のみ、事起下書き左の通り

起請文の事

- 一 御家流香道依執(師お侍)と師恩忘却致す間敷き事。
- 一 風流の同席は貴賤を論ぜず、然りと雖も礼儀を正し、傍乱仕るまじき事
- 一 香道の儀論は相互し、稽古と雖も善悪を抱かず、師の采配定むべき事
- 一 組香勝負の事、全て木処存ずべく、稽古の余情と心得ば押して甲乙の論、尾狼※あるまじき事。
- 一 香会の上、他流の人、また不案内の者これあり。相尋ね候とも一通り聞き様のみ申して、灰箸目、或いは記録の書法等、すべて口伝がましき教へ申すまじき事。

※ 筆者の師伝では「尾狼びこり」僅かな恨心。他会派では「尾狼びろう」尾籠「無礼」とも。

口伝を圖傳に教ゆる事

- 一 雅父兄弟口傳を秘書他言他見致すまじき事
 - 一 免(ゆるし)の指南致すまじき事
 - 一 自己の意趣を以て、新流企て申すまじき事
 - 一 皆伝これ無き内、新組致すまじき事。
 - 一 先師の掟に従い、箇条一々これ相守るべき事。
- 右の條々、一事為りと雖も違犯致すに於いては、日本六十余州大小の神祇、別して伊豆箱根両所の権現天満太政自在天神の神罰蒙るべき者なり。因つて神文如件

相伝の折、言詞居判これあるべき事。起請文下書き左の通り。

起請文の事

- 一 御家流香道、執心に依り、御相傳の上は、師恩忘却致す間敷き事。
 - 一 風流の同席は貴賤を論ぜず、然りと雖も礼儀を正し、傍乱仕るまじき事
 - 一 香道の儀論は相互し、稽古と雖も善悪を抱かず、師の采配定むべき事
 - 一 組香勝負の事、全て木処存ずべく、稽古の余情と心得ば押して甲乙の論、尾狼※あるまじき事。
 - 一 香会の上、他流の人、また不案内の者これあり。相尋ね候とも一通り聞き様のみ申して、灰箸目、或いは記録の書法等、すべて口伝がましき教へ申すまじき事。
 - 一 父子兄弟と雖も口伝並び秘書、他言、他見致すまじき事。
 - 一 免(ゆるし)これ無き内、指南致すまじき事
 - 一 自己の意趣を以て、新流企て申すまじき事
 - 一 皆伝これ無き内、新組致すまじき事。
 - 一 先師の掟に従い、箇条一々これ相守るべき事。
- 右の條々、一事為りと雖も違犯致すに於いては、日本六十余州大小の神祇、別して伊豆箱根両所の権現天満太政自在天神の神罰蒙るべき者なり。因つて神文如件

年月日

右起請文読みの儀、入門一卷名判認めさせ申すべく候。

一何年何月何日

何の誰名乗居判

右、入門これ有る節は、外の門人を招き合わせ「十炷香」一組これ有るべく候。

記録は、初筆に認め、上客の座にて一組聞かすべく候なり。

そのほか、式法替わる事なし。尤も聞き様のみを伝え候なり。

右、畢えて、退引の節は、初めての儀故、送りの心得これあり。

以来は、その儀に能わず段断置くべく候。右、入門相済み候礼為し、立ち返り手札、口上これあるべく候。かならずく(必ず)鹿意(そい)致すまじき事

一平日の稽古の儀、着服改むる事無しといえども

師弟は勿論、連中、香事中、雑談これあるまじきなり。

義意、掟の通り相慎むべく候。香元の手続き始終

一組ごとに飾りを改め、略儀これ無き様。香会の式法、

『要略集』に残す通り。常に稽古聞かすべき要候。追々

稽古の進み候わば、書物等相伝え致すべく、先ず以って『香道

手引集』目録書相伝申すべき事。

一『手引集』一冊相渡し、すべて書物の儀、稽古扱無き筋にて

半途に及ぶべく候はば、写し取り候分、残らず師家先達へ返却

これあるべき掟なり。其の段も通達致し置き候事。

一書物貸し渡し候節、出入帳面に認めさせ致すべく候。末々迄此の通りなり。

一追つて、稽古相券、香元の稽古致す度、望みの衆へ相伝う品、左の通り。

一掟書

一子引集

一要略集

一古中新 三拾組 附 雛形 三通

一寸法書

一十炷の書

一十炷の書、袋緒結び方、真行草

以上

右、香会の式、香拵え、前座、後座一会の式法、稽古と為す。

師家並び自亭にて再応稽古これあるべく候なり。稽古熟得の上は、会席料理等取り調べ(調理)『要略集』の通り

一會これあるべく候なり。尤も礼服を為すべき事

一十炷の書、稽古望みに候はば、これまた伝書別巻の通り

相渡し申すべく候。但し、料理等の義、その節の模様

申し合わせに寄るべきことなり。連中着服の義、申し合わせ次第に候の事。

ひし事

一書物貸し渡し候節、出入帳面に認めさせ致すべく候。末々迄此の通りなり。

一追つて、稽古相券、香元の稽古致す度、望みの衆へ相伝う品、左の通り。

一掟書

一手引集

一要略集

一古中新 三拾組 附 雛形 三通

一寸法書

一十炷の書

一十炷の書、袋緒結び方、真行草

以上

右、香会の式、香拵え、前座、後座一会の式法、稽古と為す。

師家並び自亭にて再応稽古これあるべく候なり。稽古熟得の上は、会席料理等取り調べ(調理)『要略集』の通り

一會これあるべく候なり。尤も礼服を為すべき事

一十炷の書、稽古望みに候はば、これまた伝書別巻の通り

相渡し申すべく候。但し、料理等の義、その節の模様

申し合わせに寄るべきことなり。連中着服の義、申し合わせ次第に候の事。

ひし事

- 一 右組香稽古修行の如く、慈心見届け、焚合十炷香相傳の致し、焚合式法所傳別書に、右相傳の節、身分相應禮謝の有し、此段にて、起請文、相傳部類、左の通り。
- 一 焚合伝相濟み、相伝部類、左の通り。
- 一 組香小引 仁、義、礼、智、忠、信、追加有り
- 一 同盤建(立)物図式
- 一 香名寄せ
- 一 百ヶ條口伝書
- 一 十炷香箱結び方図式

- 一 真行草灰押し方図式
- 一 香志
- 一 香道秘伝集
- 一 焚合十炷香師伝書
- 一 右修行の如く、木所の意味、納得の上は、「真の花月香式法別書」の通り相傳申すべく候。
- 一 右、伝授相濟み、身分相應の礼謝これ有るべき事。
- 一 花月香相傳の後、追って伝書左の通り。
- 一 十炷香秘考
- 一 香道濫觴(らんしょう)の記

右、組香稽古修行、弥心、懇望、執心見届け、「焚合十炷香」相伝致すべく候。焚合式法、師伝、別書詳しきなり。右、相伝の節、身分相應礼謝これあるべく候事。この段にて、「起請文」相濟み、相伝致すべく候。別書に委し。

- 一 真行草灰押し方図式
- 一 香志
- 一 香道秘伝集
- 一 焚合十炷香師伝書
- 一 右、修行怠らず、木所の意味、納得の上は、「真の花月香式法」別書の通り相傳申すべく候。
- 一 右、伝授相濟み、身分相應の礼謝これ有るべき事。
- 一 花月香相傳の後、追って伝書左の通り。
- 一 十炷香秘考
- 一 香道濫觴(らんしょう)の記

- 一 押板、惣棚飾り圖式
- 一 白露結び方圖式
- 一 薰物集
- 一 連歌俳諧香事式
- 一 和歌香の式
- 一 香関守式
- 一 名香合せ式
- 一 五月雨の記 並び 組香式
- 一 陣中香の式
- 一 真花月香師傳の書

右香道、熟得鍛錬の上、その仁心意見居え、師弟ともに誓の書を取り替(交)わし、吉辰を撰びて「連理香」皆伝有るべく候。香式、大礼式法、別書に詳しきなり。右、皆伝の節、身の分限に應じ、深厚礼謝これあるべき事なり。尤も、師匠よりも祝物これ有るべく候なり。

可有(事) 心際(事)も祝物(事)なり

右皆傳の節、身(事)分限(事)應(事) 深(事)厚(事)禮(事)謝(事)

秘傳

連理香式法師傳の書

御家流血脈

以上

右、目錄のほか、種々覚書有るなり。残らず相伝致すべき事。

- 一 押板、惣棚飾り圖式
- 一 白露結び方圖式
- 一 薰物集
- 一 連歌俳諧香事式
- 一 和歌香の式
- 一 香関守式
- 一 名香合せ式
- 一 五月雨の記 並び 組香式
- 一 陣中香の式
- 一 真花月香師傳の書

右、香道、熟得鍛錬の上、その仁心意見居え、師弟ともに誓の書を取り替(交)わし、吉辰を撰びて「連理香」皆伝有るべく候。香式、大礼式法、別書に詳しきなり。右、皆伝の節、身の分限に應じ、深厚礼謝これあるべき事なり。尤も、師匠よりも祝物これ有るべく候なり。

可有(事) 心際(事)も祝物(事)なり

右皆傳の節、身(事)分限(事)應(事) 深(事)厚(事)禮(事)謝(事)

秘傳

連理香式法師傳の書

御家流血脈

以上

右、目錄のほか、種々覚書有るなり。残らず相伝致すべき事。

右同門区々不相成らぬ様、先師の口伝漏らさぬ様
記し置くものなり。

文化元年五月

飯田潤次政宣
小野淳翁朝登
伊与田宗茂勝由
伊藤路翠辰芳

上村英全藏書

右、同門区々に相成らぬ様、先師の口伝漏らさぬ様
記し置くものなり。

文化元年五月

飯田潤次政宣
小野淳翁朝登
伊与田宗茂勝由
伊藤路翠辰芳

上村英全藏書

令和五年癸卯十月

『香筵雅遊』 國井和裕